

2008年11月25日
(社)日本民間放送連盟

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」ヒアリング提出資料

はじめに

- 「通信・放送の総合的な法体系」に関する当連盟のこれまでの主張は、いたずらに現行秩序の維持を目的としたものではなく、現在の放送が国民・視聴者から期待されている機能・役割・責任を今後もしっかりと果たしていくために、法体系はどうあるべきかという視点で述べてきたものである。今回のヒアリングにおける意見も同様の趣旨である。
- 当連盟はかねてから、メディアサービス(=放送)の類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の関与を認めることになるとの理由で、「地上放送のレイヤー型法体系への転換に反対である」と主張しており、その考えに変わりはない。そのうえで、レイヤー型法体系を前提とした「検討アジェンダ案」について、以下の意見を表明する。情報通信審議会等における今後の議論に反映していただくよう、強く求めるものである。
- 民放事業者はすでに現行制度の下で、通信事業者をはじめ異業種各社と連携しながら、新たなサービスやビジネスの開発・事業化に積極的に取り組んでいるところである。この潮流をさらに加速させ、実績を積み重ねていく考えである。

※ (社)日本民間放送連盟の会員社 (2008年11月25日現在)
地上放送(ラジオ、テレビ) 194社
衛星放送 7社 計201社

1. 法体系全般

意見の要旨： 放送法はレイヤー型包括法の対象に含めるべきではないと考えます。

- 民放連はこれまで、「地上放送(ラジオ放送、テレビ放送)のレイヤー型法体系への転換には反対である」と主張してきた。現行制度の放送局免許は電波法(伝送設備規律)に基づく「施設免許」であり、放送番組の内容は放送法(自主自律によるコンテンツ規律)の規律を受けるという二層構造による「間接規制」に特徴がある。番組内容に対する行政の直接的な審査・関与を防ぐことで放送の自由を制度的に保障してきた経緯があり、こうした制度的枠組みは将来にわたり堅持すべきであると考えます。
- 地上放送事業者はハード・ソフト一致を前提に、「地域性」を発揮しつつ、災害時等の緊急放送はもとより、国民・視聴者が望む番組をいかに確実かつ効率的に制作し、送り届けるかを至上の命題として捉えている。自然災害が頻発する日本において、放送による災害報道は電気、ガス、水道などと同じように極めて重要な国民のライフラインと捉えられており、その責務をすべての放送事業者が日々感じながら、業務を遂行していることに大きな意義がある。ハード・ソフト一致を制度的に担保することで良好に機能してきた地上放送の法体系を、あえて変更する必要性は見当たらないと考える。

- 放送法ではハード・ソフト分離型の受託・委託放送も制度化されているが、それぞれの放送メディアの成立した経緯、機能や事業形態などをもとにハード・ソフト規律が制度化されている。さまざまな放送メディアが放送法の中で調和する形で規定されている。
- 検討アジェンダ案によれば、新たな法体系の目的は「通信か放送かの区分にとらわれない新たなサービスの提供や事業者による迅速かつ柔軟な事業展開を促進する」ことにあると思われる。しかし、新たなサービス等を実現するために、放送法を含むすべての関連法を包括化する必然性はなく、無理な包括化によって、これまで「放送」が果たしてきた機能・役割が損なわれることを大いに懸念する。
- したがって、「放送による表現の自由の確保」を目的とする放送法は、レイヤー型包括法の対象に含めるべきではないと考える。
- また、電波法を包括法の対象とするかどうか、慎重な検討が必要であると考え。電波法は電波の混信防止などにより電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、情報通信に直接関係がない設備や自営設備等も規律していることから、電波法は独立して存置するほうが法体系として簡明ではないかと考えられる。

意見の要旨: 「情報流通における配慮事項」は設けるべきではないと考えます。

- 「情報流通における配慮事項」はネット上の情報に包括的な規律を掛けようとするもので、将来の規制強化に道を開く根拠となりかねないため、設けるべきではない。

4. コンテンツ規律

(1) メディアサービス(仮称)の範囲

- そもそも、「放送」を「メディアサービス」とする言い換えは、国民・視聴者に無用の混乱を与えかねず、採用すべきでない。
- 放送メディアのありようは、無線・有線、地上波・衛星波といった伝送インフラの違いによるところが大きく、各放送メディアの規律を、使用する伝送インフラと切り離して検討するのは現実的でないと考え。したがって、現行放送法で「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定めた「放送」の定義は継承するのが適切であると考え。

(2) メディアサービス(仮称)の区分

- 現行放送法は「番組準則」「あまねく普及」「災害放送」などの諸規定を掲げたうえで、具体的な公共性の発揮は放送事業者の自主自律に委ねることを原則とするところに大きな特徴がある。
- 制度上、メディアサービスの中に「特別メディアサービス」を区分して“特別な公共的役割を担うメディア”と位置づけることは、その類型化や審査などを通じて公権力の関与を現行制度以上に強める危険性があり、慎重なうえにも慎重な議論が必要であると考え。

(3) メディアサービス(仮称)に関する具体的規律

<番組規律>

- 番組規律に関しては、法体系の見直しをきっかけとした規律の強化は絶対にあってはな

らないと考える。

＜再送信制度の在り方＞

- 現行有線テレビジョン放送法における大臣裁定制度を撤廃し、再送信同意協議を事業者間の協議に委ねる方向で検討することが適切であると考ええる。
- 地上放送の再送信制度の在り方を検討するにあたっては、基幹放送としての社会的機能や役割を損なわないという視点が重要である。
- 放送対象地域外でのケーブルテレビ再送信（区域外再送信）は地域免許制度との調和が必要であり、事業者間で十分協議して決めるべきものである。行き過ぎた区域外再送信が再送信先の地元局の経営を脅かせば、地域免許制度の下での地域に根ざした番組制作そのものを危うくし、結果として不利益を被るのは当該地域の視聴者であることに十分留意する必要があると考える。

＜表現の自由享有基準＞

- 国民・視聴者各層が多様な放送を享受するために、「放送局に係る表現の自由享有基準」は存置する方向が適切であり、そのうえで多メディア化の進展に応じて緩和していくことが望ましい。
- 多メディア環境下において民放事業者が番組を充実させることによって、社会的役割を果たすとともに、コンテンツ産業の振興にいつそう貢献することが肝要である。このため放送産業の構造強化が不可欠であり、民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から、「表現の自由享有基準」の不断の見直しが必要であると考ええる。
- また、新規放送メディアの円滑な立ち上げと普及促進には既存民放事業者のノウハウの活用が有効であり、他の参入希望者に比べ劣後の扱いとならないような制度整備を望むところである。

6. レイヤー間の規律

- 異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきである。
- 電気通信事業紛争処理委員会の対象範囲を、表現の自由との関係が問題となりうる「放送」を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争にまで拡大する方向で検討することは適切でないと考ええる。

8. その他の論点

(1) 特定の法人の位置づけ

- 仮に放送法を包括法に含めるのであれば、放送法にその存立根拠を持つNHKを制度上、どのように位置づけるのかについて、検討の方向性を明確にすべきである。

(2) 既存事業者の位置づけ

- 新たな法体系への移行に際して、既存事業者が現在の地位を継承できるようにすることは極めて当然のことである。新たな法体系への移行が既存事業者に不利益を引きこさないことのみならず、国民・視聴者に無用の混乱を与えないという観点も重視すべきである。

以上